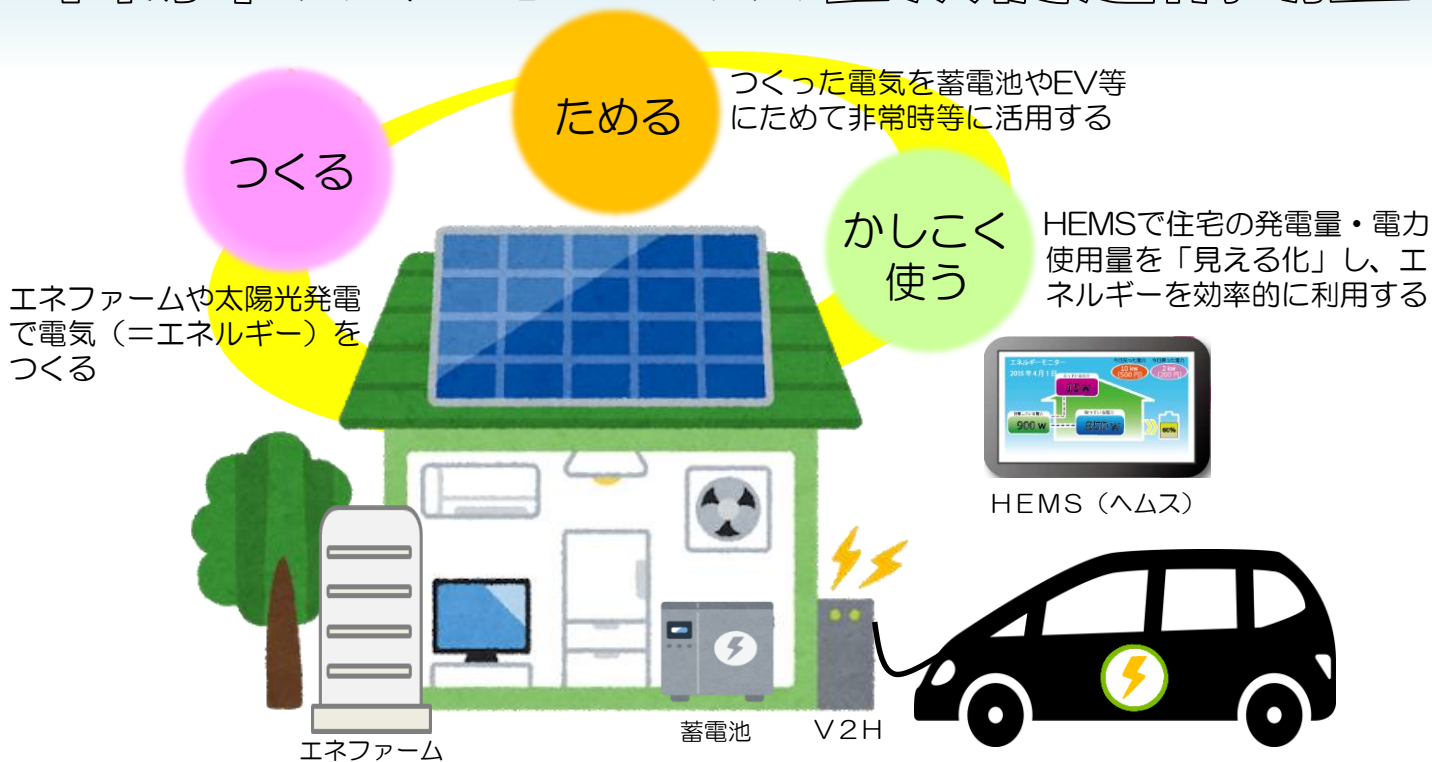


令和3年度

下関市スマートハウス普及促進補助金



補助対象システム	対象設備条件	補助金額	
		令和2年度	令和3年度
燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム) 対象設備条件が一部変更になりました	以下の要件を全て満たすこと ○新品であること ○都市ガス又はLPガスを燃料として使用し、発電・排熱利用を行うシステムであること ○定格運転時において、0.5キロワットから1.5キロワットまでの発電出力があること ○既築住宅に設置するシステムであること	機器本体金額※1の1/5(上限50,000円)既築住宅の場合は上限80,000円	機器本体金額※1の1/5(上限80,000円) ◎既築住宅のみ対象
定置用リチウムイオン蓄電システム	新品で、国が実施する定置用リチウムイオン蓄電システム導入支援に係る補助事業を行う者が指定するもの※2	機器本体金額※1の1/5または蓄電容量1kWh※3につき20,000円を乗じた額のいずれか低い額(上限200,000円)	同左
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	以下の要件を全て満たすこと ○新品であること ○ECHONET Lite規格適合性認証を取得していること ○空調、照明等の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること ○1以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能を有していること ○創エネルギー機器及び蓄エネルギー機器との接続機能を有していること	機器本体金額※1の1/5(上限20,000円)	同左
電気自動車等充電システム (V2H)	新品で、国が実施する電気自動車等充電システム(V2H)導入支援に係る補助事業を行う者が指定するもの※2	機器本体金額※1の1/5(上限50,000円)	同左

※1 工事代金等の諸経費は含みません。 ※2 詳細は各補助金団体等のホームページから確認してください。
 ※3 カタログ値を基準値とします。

○申請期間

令和3年4月12日(月)～令和4年2月28日(月)

- ※先着順。予算がなくなり次第受付を終了します。
- ※申請期間前の申請は受付できません。

国の行政手続における押印廃止の方針を踏まえ、一部申請書類への押印を廃止しました。押印の代わりに署名が必要な書類がありますのでご注意ください。

○補助対象者

以下の要件を全て満たす者

- ・下関市民又は下関市民となる予定である者
- ・住宅に対象システムを設置する者又は対象システムを設置した住宅を購入する者
(対象システムをリースするものは補助対象外)
- ・市税の滞納がない者

○申込方法

申請書に必要な添付書類を添えて、持参又は書留・簡易書留などの配達記録が確認できる郵送方法により、環境政策課へ。

手続の流れ

① 交付申請

以下の書類を提出してください。



要綱・各種様式は下関市ホームページからダウンロードできます。

申請時提出書類

- ① 交付申請書(様式第1号)
 - ② 対象システムに関する確認事項(様式有り)
 - ③ 対象システムの工事請負契約書又は売買契約書等の写し
 - ④ 補助対象経費の内訳が記載された見積書の写し
 - ⑤ 対象システムの形状・規格・構造等が確認できる資料(カタログ等)
 - ⑥ 工事着工前の現況写真及び配置予定図
 - ⑦ 市税滞納なしの証明(市外対象者は不要)
 - ⑧ 住宅の所有者の承諾書(様式有り)
 - ⑨ 手続代行選任届出書(様式有り)
 - ⑩ 太陽光発電システムを導入していることが確認できる書類
- ※⑧～⑩は該当がある場合のみ

② 交付決定(不決定)の通知

交付決定(不決定)は受付から約2週間です。※書類に不備がある場合は除く

- 補助金交付決定通知書をお送りしますので、申請内容通りに工事を進めてください。
- ※交付決定通知前の着工は認められません。
- ※申請内容等に変更のある場合は、工事着手前に別途届出が必要になります。(様式有り)
- ※交付決定後に交付申請の取下げを行う場合は別途届出が必要になります。(様式有り)

③ 工事の着手

④ 完了報告

設置工事が完了した日又はその代金の支払を完了した日のいずれか遅い日から起算して30日以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。

- ① 完了報告書(様式第8号)
 - ② 申請者の住民票の写し
 - ③ 対象システムに関する機器本体金額の証明書(様式有り)及び補助対象経費の支払に係る領収書の写し
 - ④ 対象システムの設置及び型番が確認できるカラー写真
 - ⑤ 太陽光発電システムを導入していることが確認できる書類
- ※②、⑤は該当がある場合のみ

⑤ 補助金額の確定通知

補助金の確定額を通知します。

⑥ 補助金の請求

補助金交付請求書(様式第10号)を速やかに提出してください。

⑦ 補助金の交付

交付決定前あるいは完了報告後に職員による現地確認を行う場合があります。ご了承ください。

お問合せ先 下関市環境部環境政策課

〒751-0847 山口県下関市古屋町一丁目18-1 TEL:083-252-7116 FAX:083-252-1329